

京都市告示第544号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和2年1月17日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
紫明会館	京都市北区小山南大野町1番3, 2番, 2番1, 2番2

(都市計画局都市景観部景観政策課)